

## 甲府市通学路安全推進連絡会議設置及び開催要領

平成 27 年 1 月 20 日  
改正 平成 31 年 3 月 29 日  
改正 令和元年 11 月 28 日  
改正 令和 3 年 3 月 31 日  
改正 令和 6 年 2 月 1 日

### (名称)

第 1 本会議は、甲府市通学路安全推進連絡会議(以下、「連絡会議」という。)と称する。

### (目的)

第 2 連絡会議は、道路管理者、警察、市立小学校(P T Aを含む)、教育委員会、及び甲府市相互の協力、連携のもと、登下校時における児童の安全を確保することを目的とする。

### (所掌事項)

第 3 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 甲府市通学路安全プログラムを作成、実行する。
- (2) 通学路の安全確保に関する情報、意見の交換を行う。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項。

### (体制)

第 4 連絡会議は、別表に掲げる「機関・団体」が、右欄の「所属または役職等」にある者の中から指名する者(以下、「構成員」という。)をもって構成する。

2 連絡会議に座長を置き、甲府市教育委員会学事課長をもって充てる。

### (会議)

第 5 連絡会議の会議は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (構成員等の活動及び報酬等)

第 6 構成員並びに連絡会議への出席者の連絡会議における活動は、各々の本

来の業務として、その職務及び職責の範囲内で行うものとする。

2 連絡会議における構成員等の活動に対しては、報酬、賃金、または給与等は一切支給しない。

(事務局)

第7 連絡会議の事務局は、甲府市教育委員会に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が構成員と協議のうえ、別に定める。

別表(第4関係)

区分	機関・団体	所属または役職
道路管理者等	国	甲府河川国道事務所 道路管理第二課
	山梨県	中北建設事務所 道路課
	甲府市	まちづくり部 道路河川課
		まちづくり部 都市整備課
		産業部 農政課
	市民部 総務課 交通安全係	
警察	甲府警察署	交通課
		生活安全課
	南甲府警察署	交通課
		生活安全課
小学校関係	甲府市公立小中学校校長会	会長、副会長、または役員等
	甲府市小中学校PTA連合会	会長、副会長、または役員等
教育委員会	甲府市教育委員会	学校教育課
		学事課
その他	甲府市	子ども未来部 子ども保育課
		危機管理室 危機管理課